

システムが自由な移動可能な労働力を求めるようになった結果、労働能力を有する人びとの間では減少していった。そしてこの隸属的労働は、就労機会を断ちきられ、対象者組織との団体交渉をもたない施設という形で「授産所」に残されることになったのである。

こうして自ら生みだしたジレンマのなかで、「授産所」は競争的な労働市場で問題となりにくくなってきた未熟練労働の分野や、生産性が非常に阻害されているために、経済活動に参加することがむずかしい対象者を取扱うようになっていった。

これらの対象者はさまざまな資源を奪われているために、置かれた状態を改善するには対象者が組織的に結合するしかなかった。そしてこの組織を通じて、いろいろな施設と交渉し、状態にもとづく関係から契約関係に変えることが出来た。しかしながら「授産所」の管理者は対象者組織との交渉を拒絶している。このため対象者の隸属的な状態が恒久化することになったと考えられる。

現在の福祉作業所においても対象者組織と交渉するところは非常に少ないというのは1

つの問題である。1933年の全国産業復興法の制定以来、労働者の団結及び団体交渉権が明らかにされ、それが労働者の隸属的状態の改善にあずかって力のあったことを思えば、福祉作業所の対象者に対しても、同様の権利を確保することによって、その隸属状態の改善

をはかることも十分に考えられることがある。

C. Gersuny and M. Lefton, *Service and Servitude in the Sheltered Workshop, Social Work*, Vol. 15, No. 3, July 1970. p. 74~p. 81.

(門脇久子 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

#### トルコの社会保障改正

この国は、1969年10月に実施した法律により5年前に改正した社会保障制度に重要な改正を行なっている。この制度は老齢・廃疾・遺族給付、保健サービス、労働災害給付を含んでおり、農業部門以外の労働力約400万人のうち、約100万人をカバーしている。

今回の改正の主要な部分は、まず、給付算出方式の改善で、たとえば、老齢年金では、従来、10年間の高い賃金7年分の平均賃金を基礎として、その50%が年金となっていたが、改正により、5年間のうち3年間の平均賃金を用い、支給率は70%となった。したがって、この改正により、年金額は若干引上げられることになった。しかし、経済的指標の変化に対する年金の自動調整は採用されていない。その点について、従来より短かい期間の平均賃金を用いる

ので、経済的変動をある程度カバーできるとして、きわめて楽観的な説明が行なわれている。また、拠出と給付を算出する賃金の上限は、若干引上げられた。なお、老齢年金の受給年齢が男子で60歳から55歳に、女子で55歳から50歳に、それぞれ引下げられた。ついでながら、この年齢引下げは、この国の平均余命にもとづいて実施されたものである。さらに、健康保険では、医療費の一部負担を要求されないように、年金受給者は疾病時に薬剤で20%の自己負担を要求されていたが、今回の改正で、この自己負担は廃止されることになった。これら以外に、廃疾給付の受給資格が、従来の最低1,800日間のうち年間平均150日以上の加入から、120日に短縮された。

(平石長久 社会保障研究所)